

# 仕様書

## 1 業務名

令和8年度 コンベンション参加者滞在促進プログラム開発業務  
(公募型企画競争)

## 2 業務の目的

近年、国内外の都市間におけるMICEの誘致競争が激化するなか、本市が継続して開催地に選定されるためには、地域の強みや資源を活かした独自のコンテンツを造成し、都市のブランド力を向上させることが不可欠である。さらに、一般観光客に比して滞在期間が長く、消費単価が高いMICE参加者の滞在日数延長や消費拡大に寄与する取組は、本市の経済波及効果を最大化するうえで極めて有効な施策となる。

本業務は、札幌市内で開催されるコンベンションの参加者に対し、通常の観光では味わえない希少性や新規性の高い特別プログラムを開発・提供することで、宿泊を伴う滞在期間の延長を強力に促す実証実験を行うものである。

「プラス1泊」の動機付けとなる魅力的な体験メニューを創出・実施し、その効果を検証することで、地域経済への貢献とMICE開催地としての札幌のブランド力向上、さらには将来的な誘致競争力の強化を目指すことを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結の日から、令和9年(2027年)3月19日(金)

## 4 業務内容

受託者は、業務目的を達成するため、以下の業務を遂行すること。

### (1) 対象とするコンベンションの選定及び調整

ア 対象コンベンションは、以下の要件を満たすものとする。

- ・札幌市内において2日間以上開催されるもの。
- ・産業の育成や学術、技術、文化・芸術の向上に寄与するもの。
- ・営利を目的としないもの。
- ・政治又は宗教活動を目的としないもの。
- ・公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないもの。
- ・国際的なコンベンションにあっては、少なくとも日本を含め3つの国・地域を含む現地参加者100人以上(海外参加者20人以上)のもの。
- ・全国的なコンベンションにあっては、現地参加者500人以上で、北海道外からの参加割合が50%以上であるもの。

イ 令和8年7月1日(水)から令和9年2月28日(日)までに札幌市内で開催されるコンベンションの中から、本事業の実施効果が高いと見込まれるものを1件選定すること。なお、対象のコンベンションは、受託者において主催者と調整済みのものを提案すること。

ウ 当該コンベンションの主催者等と密接に連携し、プログラムの実施に係る合意形成及び調整を行うこと。

- (2) 特別体験メニューの企画・造成
  - ・参加者が滞在期間の延長（前泊・後泊）をしてでも参加したいと思える、新規性のある、一般的な観光では体験できない特別感の高い体験プログラムを企画すること。
  - ・札幌の自然、歴史、産業、文化、スポーツ、施設、学術等の地域資源や札幌にゆかりのある人物を活用するもの、かつ、市民（講師、ボランティア等）や市内事業者が参画する内容とすること。なお、施設を利用する場合は、受託者において施設管理者との調整が可能な場所を選定すること。
  - ・時勢をくみ取るなど、広く関心の得られる内容を目指すこと。
- (3) 実証実験の運営・実施
  - ・コンベンションの開催前日、最終日、または最終日の翌日に実施すること。
  - ・参加規模は、1件につき、大型バス1台から大型バス2台程度（参加者30名から80名程度）とすること。
  - ・プログラム造成後の外国人参加者を想定し、多言語（英語必須）対応による案内・運営ができるものであること。
  - ・海外目線を有する参加者からのフィードバックを得られるようにすること。
  - ・移動手段（バス等を手配する場合）、施設、講師、パフォーマー等の手配及び管理を行うこと。
- (4) 広報・集客活動
  - ・当該コンベンション公式ホームページ等で参加者の募集告知を行い、積極的に本事業への参加者募集を行うこと。
- (5) プロモーション素材の作成
  - ・実証実験の内容が分かるプロモーション用の写真及び動画を撮影すること。
- (6) 効果測定・報告
  - ・参加者へのアンケート調査（滞在日数、満足度、消費額等）を実施すること。
  - ・実証事業終了後、実施結果と課題、今後の改善案、プログラムの汎用的な活用手法等をまとめた報告書を作成すること。

## 5 企画提案にあたっての条件

- (1) 予算の使途
  - コンテンツ造成費、会場借上費、機材借上・運搬費、講演・アトラクション提供に係る経費、車両借上費、人件費（本業務の実施に必要な範囲に限る）、広報費、実証時の撮影費等。ただし、飲食費は除く。なお、事業の実施において飲食付きのプログラム等の企画も可とするが、宿泊及び飲食に係る経費は参加者の自己負担等とし、本業務の契約金額以外から捻出すること。
- (2) 本業務の企画内容、スケジュール等は委託者へ逐次報告し、協議を行うこと。なお、企画内容は、本業務の目的に沿った、より効果的なものとするため、受託者と委託者が協議した上で決定することとなるため、当初の提案内容から一部変更となる可能性がある。
- (3) 安全管理
  - 本事業の催行にあたっては、参加者の安全確保に万全を期し、賠償責任保険等へ加入すること。

- (4) 札幌のMICE誘致・開催支援に係るプロモーション活用への承諾  
本業務により作成したプログラムについて、実施時の写真及び動画、内容等を、札幌市及び公益財団法人札幌国際プラザ 札幌コンベンションビューローが、札幌市へのMICE誘致・開催支援の活動時（ホームページでの紹介、見本市・商談会・主催者への提案等）に活用することを承諾すること。

## 6 成果品

- (1) 業務実施報告書  
電子データ（Power Point形式またはPDF形式並びにMicrosoft Word形式）にて納品すること。なお、報告書には企画から事業実施（実施時の写真を含む）に至る内容のほか、アンケート結果等を踏まえた効果測定、振り返り、改善点のまとめ、汎用的な活用手法等を盛り込むこと。
- (2) プロモーション素材  
写真はJPEG形式、50枚程度、動画はMP4形式、30秒～60秒以内とする。
- (3) その他、本業務に関連するもので委託者が必要とするもの

## 7 特記事項

- (1) 業務全般  
本業務の実施にあたり、札幌市からの受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (2) 業務の準備及び業務計画書  
受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。また、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。
- (3) 打合せ等  
業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。
- (4) 成果品の所有  
成果品は著作権を含めすべて委託者の所有とする。受託者は委託者の承諾を得ないで他に公表、貸与、又は使用してはならない。
- (5) 再委託  
原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。  
本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (6) その他  
本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合、委託者と協議のうえ処理すること。なお、受託者の提案内容を業務内容に反映させる場合がある。

## 8 環境への配慮

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 公共交通機関を活用し、自動車等を使用する場合はできるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。